

請願第54号

請 願 書

平成29年 9 月 5 日

郡山市議会議長

佐 藤 政 喜 様

郡山市富久山町久保田字水神山44

郡山再発見ラボ

代 表 橋 本 捨五郎

紹介議員 箭 内 好 彦

飯 塚 裕 一

大 城 宏 之

今 村 剛 司

橋 本 幸 一

「郡山市の魚に鯉を認定すること。郡山市が鯉の日を制定すること。」
を求める請願

〔請願趣旨〕

2016年に安積疏水が日本遺産に認定されたことは、観光、農業など様々な分野に大きな影響を与えることと思われます。

そうした中、安積疏水の恵みの一つである鯉もまた新たな脚光を浴び始めています。

原子力災害により、まだまだ風評の払拭には至っておりませんが、品質が高く、市町村別日本一の郡山市の鯉を、国内はもちろん海外にも発信し、郡山ブランドとして認知してもらいたいと思いますので、以下の事項についてお願いいたします。

なお、趣旨に賛同してくださった方々より6,721名の署名をいただいております、市民からも気運が高まっております。

〔請願事項〕

- 1 郡山市の魚に鯉を認定すること。
- 2 郡山市が鯉の日を制定すること。

請願第55号

請 願 書

平成29年 9 月 7 日

郡山市議会議長

佐 藤 政 喜 様

郡山市島二丁目12-18

郡山の未来をつくる会

春 木 正 美
大 戸 良 一
黒 田 節 子
松 尾 光 章
駒 崎 ゆき子
宗 像 家 子

紹介議員 蛇 石 郁 子
岡 田 哲 夫
飛 田 義 昭
七 海 喜久雄

郡山市内 小中学校の給食費の無償化を求める請願

〔請願趣旨〕

現在、6人に1人の子どもが貧困であるといわれています。給食費は小学校では年間約5万円、6年間では約30万円、中学校では年間6万3千円、3年間では約19万円とその負担はばかになりません。保護者の経済的負担の軽減を図るため給食費の無償化を求めます。

食育基本法前文には以下のようにうたわれています。

「子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも『食』が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。（略）子どもた

ちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。」
(以上一部引用)

食育にとっての給食の重要性はいうまでもないでしょう。経済的に厳しい状況の家庭には就学支援制度があるといいますが、制度を知らなかったり、申請をためらう保護者もいます。また、就学支援制度にぎりぎり該当しない家庭も厳しい状況に置かれています。こうした家庭の場合給食だけが命綱という子どももいます。子どもを守るために給食の無償化が必要です。

全国55ヶ所の市町村(2016.12.1)の公立小、中学校がすでに給食の無償化を実施しています。郡山市も安心の子育てを実施するため、少子化を防ぎ地域で子育て支援をしていくためにこれらの市町村と同様の政策を実行すべきです。

以上のようなことから、以下の事項についてお願いいたします。

[請願事項]

- 1 郡山市内の小、中学校の給食費を無償化とすること。
- 2 給食は食育であり教育の一環なので、国費による無償化も働きかけること。

請願第56号

請 願 書

平成29年 9 月 7 日

郡山市議会議長

佐 藤 政 喜 様

郡山市虎丸町 7 - 7

郡山地方労平和フォーラム

議 長 田 中 光 一

紹介議員 蛇 石 郁 子

岩 崎 真理子

飛 田 義 昭

核兵器禁止条約への参加を求める意見書の提出についての請願

〔請願趣旨〕

7月7日、ニューヨークの国連本部で、核兵器禁止条約が圧倒的多数の賛成で成立しました。広島・長崎への原爆投下から70年以上を経て、ついに核兵器を禁止する条約が成立したことは、核兵器廃絶に向けた画期的な前進です。条約には国連加盟国（193カ国）の3分の2近くに及ぶ122カ国が賛成し、100以上の市民団体も交渉に参加しました。議長を務めたエレン・ホワイト氏（コスタリカ）も「広島・長崎の被爆者や核実験の被害者も重要な役割を果たした」と高く評価しています。

一方、米国や英国、フランス、ロシア、中国など核保有国は条約に反対し、「核の傘」の下にある約40カ国の政府も交渉に参加しませんでした。唯一の戦争被爆国である日本も米国への配慮から交渉に参加しませんでした。

米英仏は条約成立後の共同声明で（条約は）「北朝鮮の核開発計画という深刻な脅威に解決策を示さない」として、核抑止政策と矛盾し、むしろ安全保障の環境を損なうなどとして条約に対立する姿勢を示しました。日本の別所浩郎国連大使は、「日本は核保有国と非保有国が協力する中で核兵器のない世界を目指しています。この条約交渉は、そうした姿で行なわれたものではない」として、「日本は署名しない」と明言しています。

確かに核兵器国の参加を得て、条約が実効性をもつには困難が予想されます。し

かし、核兵器の非人道性を、身をもって体験した日本は、核の傘の下で条約に背を向けるのではなく、核兵器禁止条約の立場に立って粘り強く核兵器国を説得する役割を果たすべきです。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

〔請願事項〕

- 1 核兵器禁止条約に参加すること。
- 2 核兵器禁止条約に参加するまでの間は、オブザーバーとして締約国会合および再検討会に参加すること。

請願第57号

請 願 書

平成29年 9 月 7 日

郡山市議会議長

佐 藤 政 喜 様

郡山市虎丸町 7 - 7

日本労働組合総連合会

福島県連合会郡山地区連合会

議 長 安 藤 和 彦

紹介議員 蛇 石 郁 子

岩 崎 真理子

今 村 剛 司

飛 田 義 昭

橋 本 幸 一

地方財政の充実・強化を求める意見書提出の請願について

〔請願趣旨〕

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の実行やマイナンバー制度への対応、大規模災害を想定した防災・減災事業の実施など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員をはじめとした公的サービスを担う人材に限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立をめざす必要があります。

こうした状況にもかかわらず、社会保障費の圧縮や「公的サービスの産業化」など地方財政をターゲットとした歳出削減にむけた議論が加速しています。とくに、「トップランナー方式」の導入は、民間委託を前提とした地方交付税算定を容認するものであり、地方財政全体の安易な縮小につながるものが危惧されるものとなっています。「インセンティブ改革」とあわせ、地方交付税制度を利用した国の政策誘導であり、客観・中立であるべき地方交付税制度の根幹を揺るがしかねないもの

です。また、「骨太方針2015」以降、窓口業務のアウトソーシングなどの民間委託を2020年度（平成32年度）までに倍増させるという目標が掲げられていますが、地域による人口規模・事業規模の差異、公共サービスに対する住民ニーズ、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視するものであり、数値目標設定による民間委託の推進には賛同できません。

本来、必要な公共サービスを提供するため、財源面を担保するのが地方財政計画の役割です。しかし、財政再建目標を達成するためだけに歳出削減が行われ、結果として不可欠なサービスが削減されれば、本末転倒であり、国民生活と地域経済に疲弊をもたらすことは明らかです。

このため、2018年度（平成30年度）の政府予算と地方財政の検討にあたっては、国民生活を犠牲にする財政とするのではなく、歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立をめざすことが必要です。

つきましては、以下の事項について、地方自治法第99条の規定により、国に対して、意見書を提出されるようお願いいたします。

〔請願事項〕

- 1 社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること。
- 2 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなど、急増する社会保障ニーズへの対応と人材を確保するための社会保障予算の確保および地方財政措置を的確に行うこと。
- 3 地方交付税における「トップランナー方式」の導入は、地域によって人口規模・事業規模の差異、各自治体における検討経過や民間産業の展開度合いの違いを無視して経費を算定するものであり、廃止・縮小を含めた検討を行うこと。
- 4 災害時においても住民の命と財産を守る防災・減災事業は、これまで以上に重要であり、自治体庁舎をはじめとした公共施設の耐震化や緊急防災・減災事業の対象事業の拡充と十分な期間の確保を行うこと。また、2015年度の国勢調査を踏まえた人口急減・急増自治体の行財政運営に支障が生じることがないように、地方交付税算定のあり方を引き続き検討すること。
- 5 地域間の財源偏在性の是正のため、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、抜本的な解決策の協議を進めること。

同時に、各種税制の廃止、減税を検討する際には、自治体財政に与える影響を十分検証した上で、代替財源の確保をはじめ、財政運営に支障が生じることがないように対応をはかること。

- 6 地方財政計画に計上されている「歳出特別枠」「まち・ひと・しごと創生事業費」等については、自治体の財政運営に不可欠な財源となっていることから、現行水準を確保すること。

また、これらの財源措置について、臨時・一時的な財源から恒久的財源へと転換をはかるため、社会保障、環境対策、地域交通対策など、経常的に必要な経費に振り替えること。

- 7 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、市町村合併の算定特例の終了を踏まえた新たな財政需要の把握、小規模自治体に配慮した段階補正の強化などの対策を講じること。

同時に、地方交付税原資の確保については、臨時財政対策債に過度に依存しないものとし、対象国税4税（所得税・法人税・酒税・消費税）に対する法定率の引き上げを行うこと。